

ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準が設定された農薬の審議状況について

平成 22 年 3 月 16 日

食品衛生法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 55 号）の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が平成 18 年 5 月 29 日に導入された。

制度導入に伴い暫定基準が設定され、暫定基準の見直しに係る農薬等の食品健康影響評価の依頼が行われているところである。

その農薬に係る審議状況については、以下の通り。

表 1. 暫定基準が設定された農薬の審議状況

暫定基準が設定された全農薬*	評価依頼済み	審議中	評価結果通知済み
548	201	94	107

*：農薬以外の用途があるものも含む。

表 2. 審議中農薬の内訳

通知前	幹事会	総合評価部会		確認評価部会		旧部会	未審議
		第一	第二	第一	第二		
13	15	5	9	8	4	4	36

注) ・「通知前」は、幹事会審議終了から評価結果通知前までのもの。

・「幹事会」は、部会審議終了後、幹事会未審議のもの又は継続審議のもの。

・各部会は、追加資料要求中のものであり、審議予定のものも含む。

・「旧部会」は、平成 20 年 3 月以前に部会において審議されたもの。

未審議の 36 農薬のうち、9 農薬について海外評価書の翻訳・整理を行う事業を実施しており、評価書作成の効率化を図っている。平成 22 年度も相当数の農薬について同様の事業を行う予定。

表 3. 平成 21 年度評価依頼予定物質（農薬）の評価依頼状況

評価依頼予定物質（農薬）	評価依頼済み
132	13

※ 平成 21 年度中に評価依頼がなされないものについては、平成 22 年度に繰り越される見込み。